

お お く ぼ しょう が っ こ う さ い そ く
大久保小学校PTA細則

だい しょう じょうちいいん
第1章 常置委員

だい しょう じょうちいいん つぎ いいん お
第1条 常置委員として次の委員を置く。
がくねんだいひょういいん
学年代表委員

だい しょう じょうちいいん かくがくねん ほごしゃ めいじょう きょういん なか ごせん めい
第2条 常置委員は、各学年の保護者より2名以上、教員の中より互選により1名
せんしゅつ
選出する。

だい しょう いいん にんき ねん
第3条 委員の任期は1年とする。

だい しょう いいん かつどう うんえいいんかい ほうこく
第4条 委員は活動を運営委員会に報告せねばならない。

だい しょう いいん い か じこう うんえいいんかい けつぎ え じこう
第5条 委員は如何なる事項についても運営委員会の決議を得なければ実行に
うつ
移すことはできない。

だい しょう いいん がっきゅう きょういん ちゅうしん がっきゅうしゅうかい はったつ はか きょうりよく
第6条 委員は、その学級の教員を中心にして学級集会の発達を図るように協力する。ま
がっきゅうきょうつう もんだい がくねんしゅうかい ひら きょうりよく
た学級共通の問題については学年集会を開きこれを協力する。

だい しょう じょうちいいん にんむ つぎ とお
第7条 常置委員の任務は次の通りとする。
がくねんだいひょういいん
* 学年代表委員

1. がくねん そうご れんらくちようせい はか がくねんしゅうかいおよ かつどう お
学年PTA相互の連絡調整を図るとともに学年集会及びPTA活動に於い
て 学年の中心として活動する。
2. ほんぶ うんえい かくしゅかつどう ぶんたん かくがくねん ほごしゃ ぜんいん きょうりよく
PTA本部が運営する各種活動を分担し、各学年保護者全員が協力して
おこな
行う。

3. 各種の活動の分担は次の通りである。

◎ 1・2・3年 夏休みラジオ体操会係り

◎ 4・5年 いぶき町会夏まつりの手伝い

◎ 4・5年 大久保地区青少年育成委員会の行事の手伝い

◎ 6年 卒業対策委員

4. 学年代表の中から1名は選考委員を兼務する。

第2章

慶弔・見舞規定

第10条

この規定は原則として会員及び、その児童を対象として定める。

* 児童

1. 児童の死亡。 5,000円

2. 児童が事故・病気により、長期に入院及び欠席した場合は状況により
考慮し見舞金をおくる

3,000円

かいいん
*会員

1. かいいん しぼう
会員の死亡。 5,000円^{えん}
2. きょういん はいぐうしやおよ おやまた こ しぼう
教員の配偶者及び親又は子の死亡。 3,000円^{えん}
3. かいいん さいがい しょうがい う ばあい じょうきょう こうりよ
会員が災害により障害を受けた場合は状況により考慮する。
4. きょういん じ こ びょうき にゆういんおよ けっせき ばあい じょうきょう こうりよ
教員が事故・病気により入院及び欠席した場合は状況により考慮し
みまいきん
見舞金をおくる。

3,000

えん
円

5. きょういん けっこん しゅっさん
教員の結婚・出産。 3,000円^{えん}
6. きょういん てんしゅつ たいしよく さい きねんひん おく
教員の転出・退職に際しては記念品を贈る。

だい じょう
第11条

きょういんがい しょくいん ぜんじょう きてい じゅんび
教員以外の職員については前条の規定を準備する。

だい じょう
第12条

きてい がた じょうきょう ばあい うんえいいんかい しょうにん え しっこう
この規定により難しい状況がある場合は、運営委員会の承認を得て執行する。

だい しょう
第3章

ふ そく
附 則

だい じょう
第13条

1. さいそく うんえいいんかい お こうせいいかはんすう どうい かいせい
この細則は運営委員会に於いて構成員過半数の同意がなければ改正すること ができない。
2. かいせいあん うんえいいんかい すく いつかまえ かくいん し
改正案は運営委員会の少なくとも5日前に各委員に知らせておかねばならない。